

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 | 検索

## サービス提供体制加算について再確認しましょう！

サービス提供体制加算は・・・

- ・平成27年4月の報酬改定により支給限度額の対象外になりました。
- ・「1日につき」の考え方 → サービスを支給限度額を超えて利用する場合、サービス提供体制加算は、本体報酬が保険給付される日数以下の日数分しか給付されない。
- ・「1回につき」の考え方 → サービスを支給限度額を超えて利用する場合、サービス提供体制加算は、本体報酬が保険給付される回数以下の回数分しか給付されない。
- ・「1月につき」の考え方 → 本体報酬が支給限度額を超えた際でもサービス提供体制加算は月包括分が算定可能となる。

(平成27年3月31日付厚生労働省「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」参照)

請求明細書と給付管理票の内容が不一致で、サービス提供体制加算等の請求がある場合は、「査定でエラーのあるもの」という理由で返戻になります。(平成27年7月1日発行の介護保険だよりでお知らせしています)

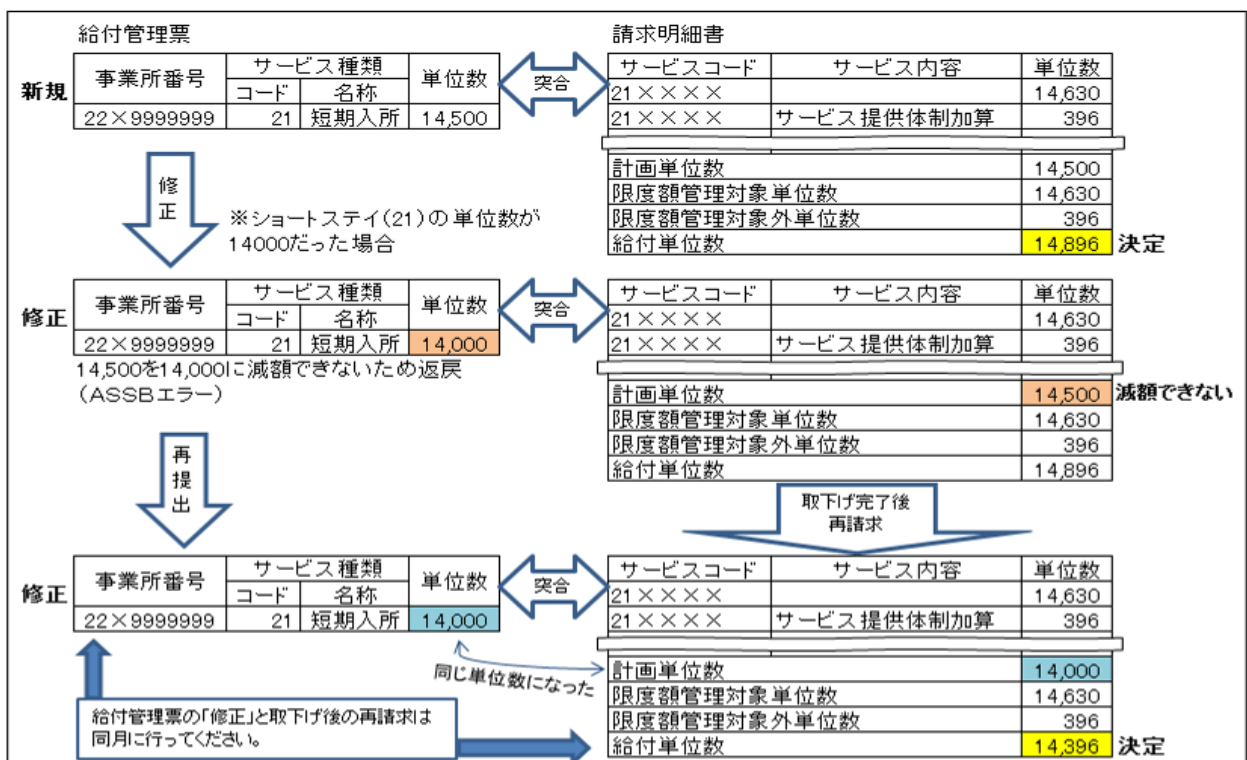
原因としては、給付管理票のサービス種類・サービス事業所番号の不一致等が考えられます。給付管理票に誤りがある場合は、作成区分「修正」での再提出、請求明細書も再請求が必要になります。

また、決定されているサービス提供体制加算等を含む請求に対して給付管理票を減額修正すると、給付管理票が「ASSB」エラーで返戻になります。

この場合の処理方法は、

- ・サービス事業所 → 請求明細書を取下げし、単位数を直して再請求
- ・居宅介護支援事業所 → 請求明細書を再請求する時に「修正」で提出(サービス事業所が取下げ処理を行っているときに「修正」の給付管理票を提出すると「ANN7」エラーで返戻)

ASSB エラーの原因・処理方法については下図のとおりです。



請求事務を担当される方は、御一読ください。